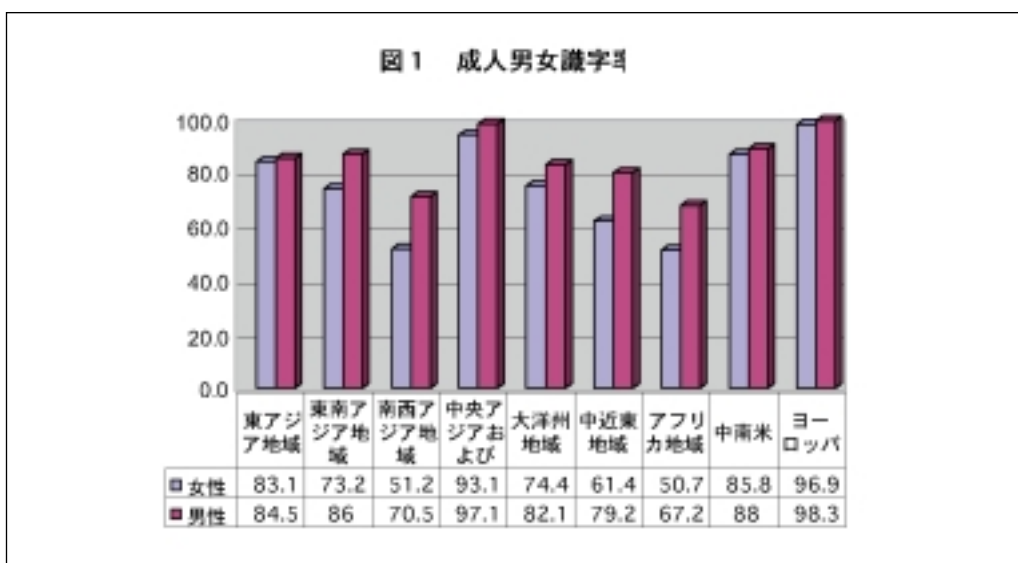
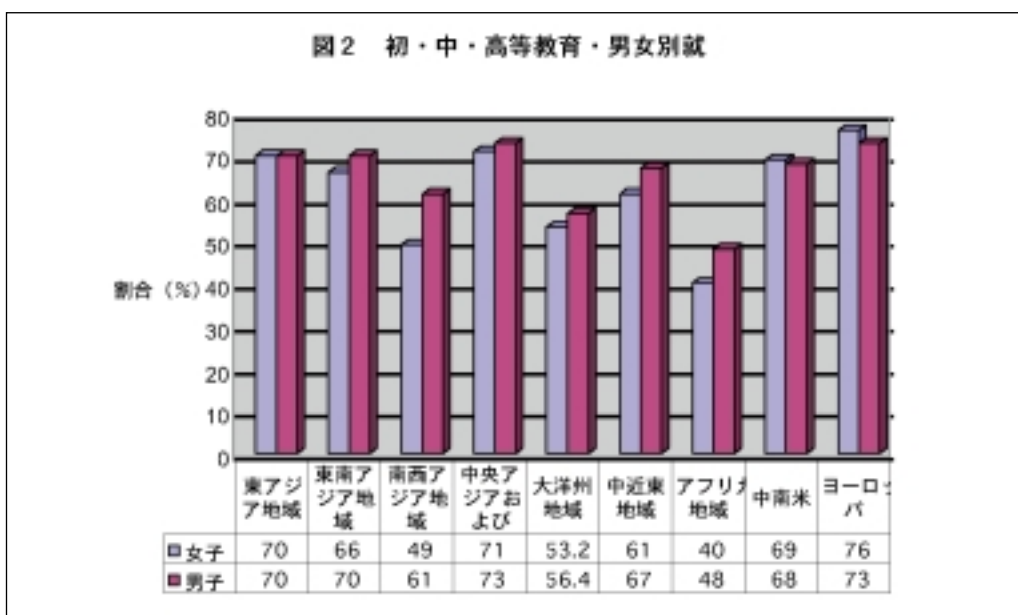


添付資料 6

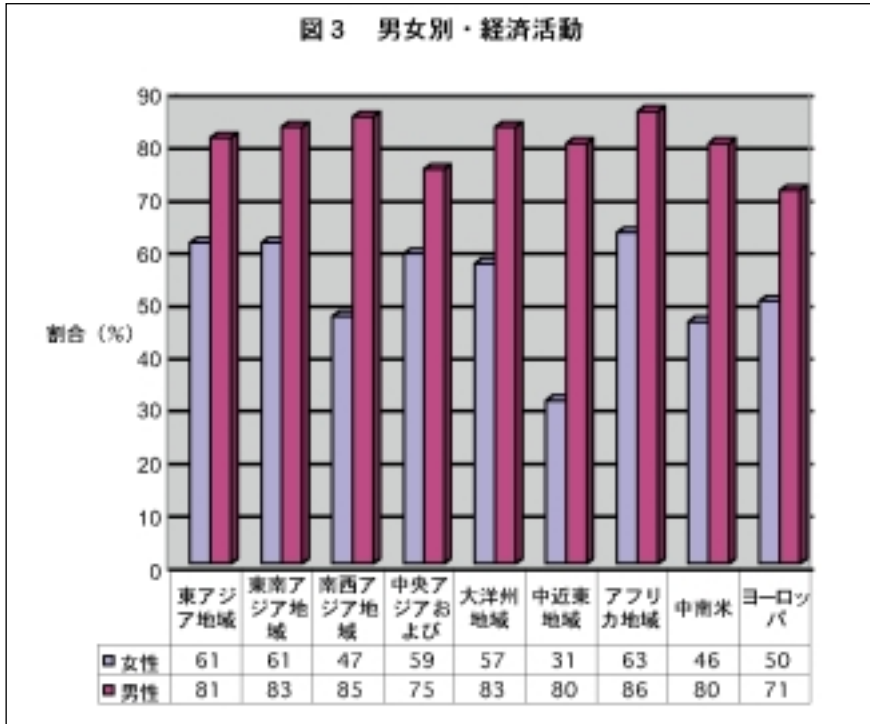
地域別・教育、保健、経済分野関連指標



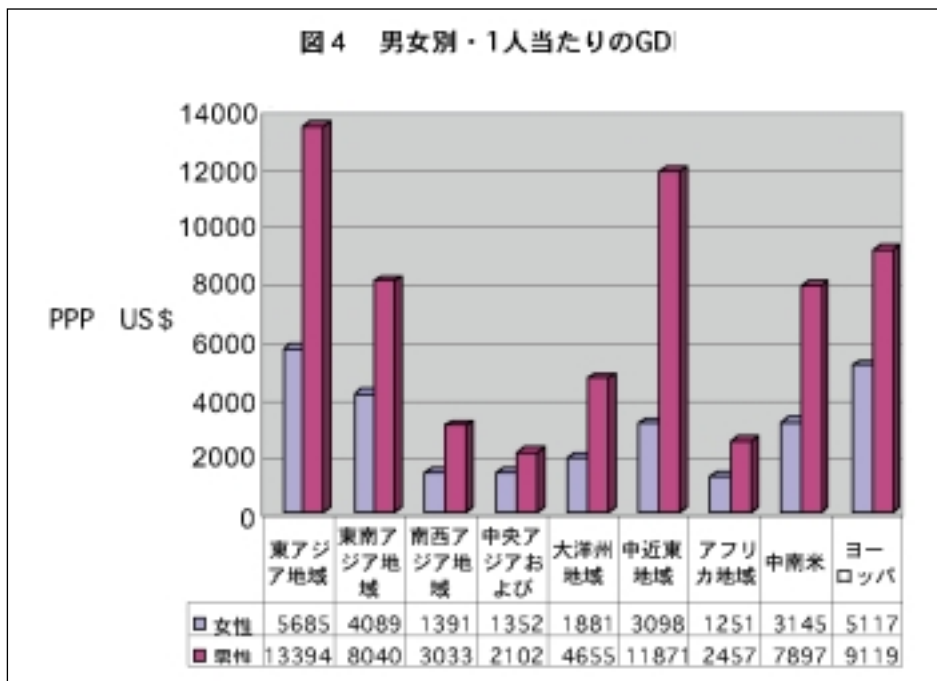
(出典：UNDP、2001、人間開発報告書)



(出典：UNDP、2001、人間開発報告書)

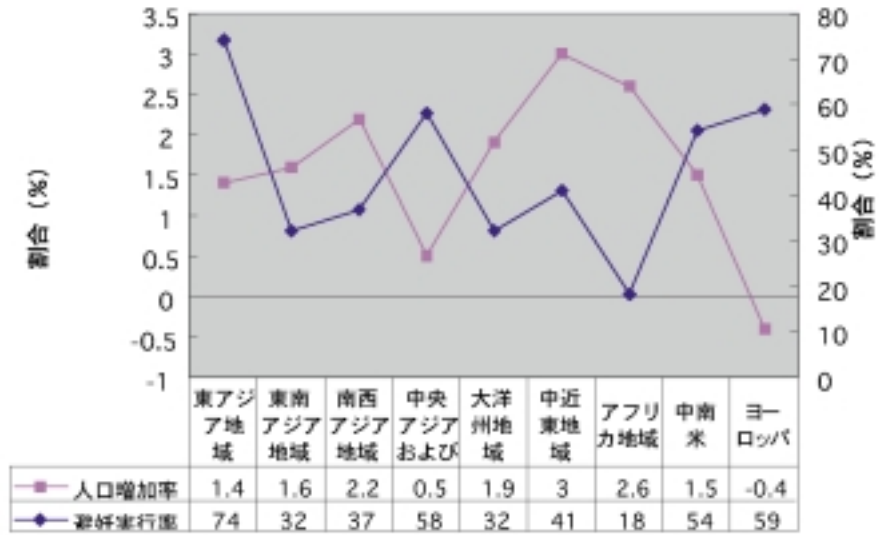


(出典：国連本部、2000、女性の指標および統計データベース)



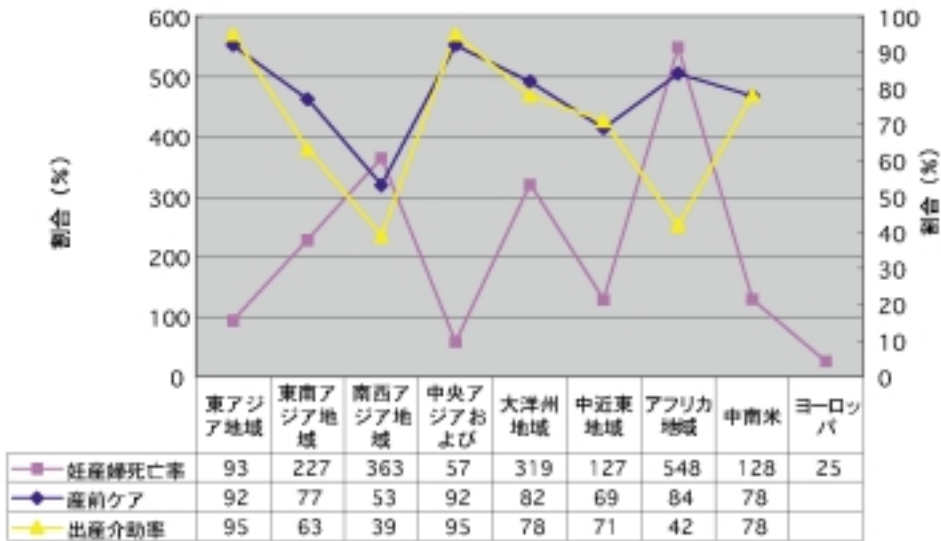
(出典：国連本部、2000、女性の指標および統計データベース)

図5 人口増加率と避妊実行率



(出典：国連本部、2000、女性の指標および統計データベース)

図6 妊産婦の産前ケア・出産介護率と妊産婦死



(出典：国連本部、2000、女性の指標および統計データベース)

男女共同参画に対する取り組み（法令）

法令名	施行日	特徴
基本理念・施策方針		
男女共同参画社会基本法	1999.6	あらゆる分野で男女が対等に参画する社会の実現に向け、基本理念や施策方針を定める法律。基本法という性格から一般的・抽象的な表現が用いられているため、その実効性に不安もあるが「積極的改善措置」を導入したのが注目される。
男女共同参画会議令	2000.6	「男女共同参画社会基本法」の成立と中央省庁の改編により、それまでの男女共同参画審議会は男女共同参画会議と改められた。基本的な計画案の作成、関連する調査などを行う。会議の組織など基本的枠組みは基本法に規定されており、この政令には専門委員、専門調査会などにて規定されている。
中央省庁等改革基本法	1998.6	1997年の行政改革会議の最終報告を受け、内閣機能の強化、国の行政機関の再編成、国の行政組織・事務・事業の減量と効率化等について基本的理念・方針など基本事項を定めた法律。1府22省庁から、内閣府を新設し、1府12省庁体制を採る。
市民生活		
民法	1898.7	1896年(第1～3編)、1898年(第4・5編)に公布され、部分的な改正あるいは1947年の改正を経ながらも、100年余りにわたり、市民生活を規律している民事基本法。近年の改正では、禁治産・準禁治産制度を改めた、成年後見制度の導入が注目されるが、夫婦別姓については、政府では導入見送りの動きが強い。
戸籍法	1948.1	戸籍筆頭者の多くが男性であること、嫡出子と非嫡出子の扱いが異なることなど、女性や子供の人権を考えると、議論的となることが多い。女性や子どもの人権の保障、個人主義の浸透、プライバシー意識の高まりなどにより、家制度の色彩の濃い戸籍制度を廃止し、住民票のみで対応すべきであるとか、個人籍を採用すべきであるとの提案もなされている。
扶養義務の準拠法に関する法律	1986.9	ハーグ国際司法会議が1973年に署名し、1977年に発効した「扶養義務の準拠法に関する条約」を、日本は1986年に批准し(条約第3号)、これを国内法化して制定された法律。この法律によると、扶養義務は、扶養権利者の「常居所地法」に基づいて定めることを原則とし、「当事者の共通本国法」が「日本国法」を補充的に適用するとする。
職業生活		
労働基準法	1947.9	1947年制定以降、最大規模の改正である1999年4月1日施行の改正法は、女性の時間外・休日労働規制の廃止や女性の深夜業規制の廃止などで議論をよんだが、多胎妊娠の場合の産前産後休業期間の延長など母性保護の面で前進。
労働安全衛生法	1972.10	職場における労働者の安全を確保し、その健康を保持・増進するため、労働災害防止の基準・計画、安全衛生の管理体制・改善計画、危険防止・健康障害防止措置、健康の保持・増進措置などを定める法律。「労働基準法」とともに、事業者に対して雇用管理上の措置を指示。セクシュアル・ハラスメントにおける使用者責任法理として、この法律の役割が注目されている。
雇用の平等		
雇用の分野における男女均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	1972.7	通常、「男女雇用均等法」と呼ばれる。事業主が女性労働者の雇用にあたって差別的扱いをしてはならないことを定める。1999年4月1日施行の改正法では、募集・採用について差別の禁止、配置・昇進・教育訓練について差別の禁止、ポジティブ・アクション、セクハラ防止への配慮義務と指針の策定、企業名の公表などが盛り込まれた。
雇用の分野における男女均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則	1986.4	男女雇用機会均等法を実際に運用する際の規則を定めた省令。主に、労使間の調停にあたる「機会均等調停委員会」についての規定が示されている。
雇用の分野における男女均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の施行について	1998.6	1997年の男女機会均等法改正を受け、労働省女性局が発した通達。条文に即して、趣旨、法文言の解釈内容と運用上の留意点を明らかにして、その円滑な実施を図ろうとする。

募集及び採用並びに配置、昇進及び教育訓練について事業主が適切に対処するための指針		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」第10条第1項の規定により、募集や採用、配置、昇進、教育訓練などについて、事業主が適切に対処することができるよう、禁止される事柄を具体的に明らかにしている。
パートタイム労働		
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法令	1993.12	通常、「パートタイム労働法」と呼ばれる。いわゆるパートは女性や高齢者の選びやすい就業形態であるが、雇用の際に労働時間などの労働条件が明確にされない、就業規則が存在しない、福利厚生等の雇用管理体制が貧弱などの問題があったため、それらを解消すべく制定された法律である。
事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針		パートタイム労働法を受けて、法の趣旨を運用にいかすために事業主に向けて出された指針。多くは努力義務であるが、雇い入れの際に公布すべき書面、10人以上使用する際に定めるべき就業規則、労働時間について考慮すべき点、年次有給休暇などについてふれている。
母性保護		
母体保護法	1948.9	1948年に制定された「優生保護法」は、「優性上不良な子孫の出生の防止」、「母性の生命健康の保護」の観点から、優性手術と人工妊娠中絶を認めていたが、改正されたこの「母体保護法」は、「母性の生命健康の保護」の観点から、不妊手術と人工妊娠中絶のみを認め、優性手術を廃止した。しかし、いずれも配偶者の同意を必要とする点、経済的理由による人工妊娠中絶を許容している点などが論議を呼んでいる。
女性労働基準規則	1986.4	「労働基準法」の規定を受けて、特に女性労働者についての就労基準を定めたもの。たとえば、労基法で18歳以上の女性について禁止されている坑内労働を例外的にさせてもいい業務が定められ、また、妊産婦にさせてはならない業務内容が具体的に示されている。
妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針	1998.4 (適用)	男女雇用機会均等法が母性保護の一環として定める「妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置」(現行法第22・23条)を実効するため、事業主が講ずべき措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な具体的方策を定めた指針。
育児・介護休業		
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	1992.4	労働者が職業生活と家庭生活とを両立できるよう、育児・介護休業の制度を設け、子の養育と家族の介護を容易にするため勤務時間短縮など事業主が講ずべき事柄を定めるほか、労働者支援のための方策を定めた法律。制定当初は育児休業のみであったが、1995年の改正で介護休業が盛り込まれ、1997年の改正では、育児・介護を行う労働者の深夜業の制限などが加えられた。
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則	1992.4	育児・介護休業法を運用する際の具体的な規定を示す労働省令。法の適用を受ける労働者の範囲、労働者が休業その他の制度を利用するのに必要な申し出の方法などが示されている。
事業主が講ずべき措置に関する指針	1997.10、 1999.4	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の「第4章事業主が講ずべき措置」(第17～22条)に関し、事業主がそれぞれの措置を講ずる際に注意すべき点、配慮すべき事項などを示す。男女雇用機会均等法の精神を現実化するための指針である。
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第16条の2及び第16条の3の深夜業の制限に関する指針	1999.4	法律の「第3章の2 深夜業の制限」(第16条の2・第16条の3)に関し、事業主が配慮すべき事項を定めた指針。深夜業制限中の待遇周囲措置、育児・介護休業制度の弾力的利用の配慮、そして不利益取扱いの禁止を定めており、その背景には、女性の深夜業規制を廃止した労働基準法の改正がある。

性犯罪・暴力		
売春防止法	1957.4	1956年公布のこの法律によって公娼制度は廃止されたが、売買春はさまざまな形で現代社会にも蔓延している。
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	1999.11	18歳未満の児童を相手とする児童買春やその周旋・勧誘、児童を被写体とする児童ポルノの頒布・販売・貸与やその目的での製造・所持等を禁止する。制定の背景には、アジア諸国での日本人の児童買春や日本製児童ポルノの横行に対する国際的な非難の高まりがあった。国民の国外犯をも処罰し、両罰規定も存在する。
児童虐待の防止等に関する法律	2000.11	近年にわかに顕在化してきた、児童に対する虐待を防ぐことを目的とする法律。明らかな暴力だけでなく、放置、監護怠慢や心理的な虐待をも対象に含めた点、虐待の事実が疑われる時点で関係職が子供の家庭に立ち入ることができる点など、児童の権利を保護するため親権を制限するとの姿勢を明らかにしている。
ストーカー行為等の規制等に関する法律	2000.11	年々増えつづけるストーカー行為を処罰し、規制するための法律。単純なつきまといから暴行や殺人にまでエスカレートする犯罪の特質はまだ十分に解明されているとはいえないが、一方で警察の適切な措置が遅れて被害が深刻化する事態も起きている。ひとまず法制化されたという象徴的な意味もあり、改善の緒についたといえる。
犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付属する措置に関する法律	2000.11	犯罪を犯した者の人権は擁護されているのに、被害者・遺族には全く配慮されていないとの声が多くあがっていたが、その成果のひとつ。同時に刑事訴訟法、検察審査会法が一部改正された。裁判の傍聴、和解の執行力付与、公判記録の閲覧・謄写、性犯罪の告訴期間撤廃、裁判における被害者・遺族の意見陳述、裁判における被害者・遺族の意見陳述、ビデオリンク方式による証人尋問などが導入された。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	2001.10	「女性に対する暴力」の問題は、1995年、2000年の世界会議でも、また2000年の日本国政府の基本計画においても重要な課題とされている。この問題の重要性、深刻さはその実態調査にも表われており、一刻も早い法的整備が強く求められていた。2000年の自由人権協会の「ドメスティック・バイオレンス禁止法案」の公表など、内外の動きを受けて成立したのが、本法律である。

(出典：関哲夫編、2001、『男女共同参画社会』より表作成)

参考文献

第 2 章

【英語文献】

- ADB, 2001, *From Vision to Action, Message from the Chairman of the Board of Directors*, <http://adb.org/Documents/Reports/Annual-Report/2000/annual.asp>, ADB, Manila,
- ADB, 2001, *Gender and Development*, <http://adb.org/Gender/checklists.asp>
- ADB, 1998, *Gender and Development: Weaving a Balanced Tapestry*, 1998, ADB, Manila
- ADB, 1998, *Policy on Gender and Development*, ADB, Manila
- ADB, 1994, *Handbook for Incorporation of Social Dimensions in Projects*, ADB, Manila
- Ausaid, 2001, *Guide to Gender and Development*, <http://www.ausaid.gov.au>, Ausaid, Australia
- Ausaid, 2001, *Gender and Development*, <http://www.ausaid.gov.au/keyaid/gender.cfm>, Ausaid, Australia
- Ausaid, 2000 *Gender and Development in Australia 'Aid Program 1997/98-1998/99*, Ausaid, Australia
- Ausaid, 1997, *Better Aid for a Better Future*, <http://www.ausaid.gov.au>, Ausaid, Australia
- Ausaid, 1997, *Gender and Development: Australia's Aid Commitment*, Ausaid, Australia
- DFID, 2001, *The work of the Department in 2000/2001*, DFID, UK
- DFID, 2000, *Strategies for Achieving the International Development Targets: Poverty Eradication and the Empowerment of Women*, DFID, UK
- GTZ, 2001, *Project "Advisory Services for Women Regarding Legal and Social Policy"*, http://www.gtz/women_law/english/index.html
- OECD, 2001, *The DAC Journal Development Co-operation 2000 Report, 2001, Volume 2, No. 1*, OECD, Paris
- OECD, 1999, *A comparison of Management Systems for Development Co-operation in OECD/DAC Members*, <http://oecd.org/dac/html/pubs/compaid/compaid10.htm>, OECD, Paris
- OECD, 1998, *DAC Guidelines for Gender Equality and Women's Empowerment in Development Co-operation*, OECD, Paris
- OECD, 1996, *The Implications of the Fourth World conference on Women for Bilateral Development co-operation: Report from the DAC Expert Group on Women in Development Seminar*, OECD, Paris
- UN, 2001, *Beijing+5 Process and Beyond*, <http://www.un.org/womenwatch/daw/followup/bfbeyond.htm>, UN, NY
- UN, 2001, *Commission on the Status of Women*, <http://www.un.org/womenwatch/daw/csw>, UN, NY

USAID, 2001, *USAID's Office of Women in Development*, <http://usaid.gov/wid/>

USAID, 2001, *Women 2000 Beijing Plus Five: The USAID Commitment*,
<http://usaid.gov/wid/pubs/beijing-textonly.htm>

【日本語文献】

大澤真理、2000、『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法』、ぎょうせい

グローバルリンク株式会社、2000、『平成11年度外部機関による評価調査報告書（パラグアイ
国農林業協力における貧困・ジェンダー）』、国際協力事業団

国際協力事業団、2000、『平成11年度特定テーマ評価調査（南西アジアWID/ジェンダー）報
告書』、国際協力事業団

関 哲夫、2001、『男女共同参画社会』ミネルヴァ書房

西方 秀世、2000、『援助手法調査研究重大開発課題に係わる援助動向調査：主要援助機関
（UNDP、USAID、世銀、CIDA、WID/GADの取組みに係わる概況調査報告書）』、グローバル
リンクマネージメント（株）

西方 秀世、2000、課題別指針（WID/GAD配慮）、グローバルリンクマネージメント（株）

第3章

【英語文献】

ADB, 1998, Gender and Development

UNCHR, 2000, UNHCR Publications- Refugees Magazine Issue 100 "Refugee Women",
<http://www.unhcr.ch/pubs/m100>

UNDP, 2000, Human Development Report 2000

UNDP, 1995, Human Development Report 1995

UNESCO, 2001, UNESCO Statistics, World Education Indicators,
<http://uncescosta.unesco.org/en/sats/stas0.htm>

UNICEF, 1999, The State of the World 'Children 1999

UNICEF, 2000, UNICEF Statistics, <http://www.unicef.org/statis/Country>

UNICEF, 2001, <http://www.unicef.org/newsline/fgm.htm>

United Nations, 2001, <http://www.un.org/womenwatch/daw/documents/amrw.html>

World Bank, 1994, Gender and Economic Adjustment in Sub-Saharan Africa,
<http://www.worldbank.org/html/extdr/hnp/hddflash/hcnote/hrn031.html>

World Bank, 1995, Do Women Workers Gain or Lose During Economic Growth or Adjustment?,
<http://www.worldbank.org/html/extdr/hnp/hddflash/hcnote/hrn031.html>

【日本語文献】

- 国際協力事業団、2001、ホームページ、<http://www.jica.go.jp/Index-j.html>
- 国際協力事業団、2001、JICA INFO-KIT：ジェンダー・WID国際協力事業団、1998、WID情報整備調査、ウズベキスタン
- 国際協力事業団、2000国別情報システム、ヴァヌアツ
- 国際協力事業団、2000、国別情報システム、ウズベキスタン
- 国際協力事業団、2000、国別情報システム、カザフスタン
- 国際協力事業団、2000、国別情報システム、キルギス
- 国際協力事業団、2000、国別情報システム、サモア
- 国際協力事業団、2000、国別情報システム、トルクメニスタン
- 国際協力事業団、2000、国別情報システム、トンガ
- 国際協力事業団、2000、国別情報システム、パプア・ニューギニア
- 国際協力事業団、2000、国別情報システム、パラオ
- 国際協力事業団、2000、国別情報システム、マーシャル諸島
- 国際協力事業団、2000、国別情報システム、ミクロネシア、
- 国際協力事業団、1998、WID情報整備調査、サモア
- 国際協力事業団、1998、WID情報整備調査、パプア・ニューギニア
- 国際協力事業団、1998、WID 情報整備調査、フィジー
- 国連、2000、世界の女性：動向と統計
- 国連、1995、世界の女性：動向と統計
- 国連エイズ合同計画 / 世界保健機関、1999、世界におけるHIV/AIDS流行の最新情報

第4章

【英語文献】

- IC Network (M) and Bhd, 1999, " Evaluation of Third Country Training Programme on Enhancing Women's Economic Participation through Scaling-up Micro Enterprises to Small-Scale Enterprises ")

【日本語文献】

- アイ・シー・ネット、2000、『セミナー「女性と農村開発」業務完了報告書』
- グローバルリンクマネジメント、2000、『外部機関による評価調査報告書 パラグアイ国農林業協力における貧困・ジェンダー』
- 国際協力事業団、2001、アフリカ・中近東・欧州部、開発福祉支援案件概要表、Bergville Women in Development Project
- 国際協力事業団、2001、企画・評価部 環境・女性課、WID / ジェンダー分野実績
- 国際協力事業団、2001、中南米部、開発福祉案件概要表、Program for the Improvement of

Economic Opportunities for Women and Young People in Ventanilla District
 国際協力事業団、2000、『ヴィエトナム社会主義共和国 リプロダクティブ・ヘルスプロジェクト終了時評価報告書』
 国際協力事業団、2000、『事業評価報告書』
 国際協力事業団、2000、『ジョルダン・ハシュミット王国 家族計画、WIDプロジェクト終了時評価報告書』
 国際協力事業団、1999、『ネパール王国・村落振興・森林保全計画緑の推進協力プロジェクト』
 国際協力事業団、1998、『ケニア共和国 社会林業訓練計画フェーズII 終了時評価報告書』
 国際協力事業団、1999、『タンザニア連合共和国 キリマンジェロ農業技術者訓練センター計画終了時評価報告書』
 国際協力事業団、1999、『特定テーマ評価調査 南西アジアWID/ジェンダー報告書』
 国際協力事業団、1999、『農林業協力のためのWID/ジェンダーハンドブック』
 西谷 佳純、2000、『ジェンダーの平等女性・エンパワーメントガイドライン』国際協力総合研究所
 名古屋大学、2000、『外部機関による評価調査 ネパール王国の農林水産業におけるJICA技術協力評価』
 浜野 敏子、2001、『インドネシアのジェンダー主流化促進への主な支援活動』
 吉澤 和子、1999、『カンボディア・女性を対象とした貧困評価手法 総合報告書』、国際協力事業団

第5章

市川房江記念会、2001、『女性展望』、2001年4月号
 世界銀行、2001、『世界開発報告書2001』
 関 哲夫、2001、『男女共同参画社会』ミネルヴァ書房
 総務庁統計局、2000、『労働力調査』
 総理府、2000、『男女共同参画白書』
 内閣府、2001、『総務省調べ』
 内閣府、2001、『男女共同参画白書』、<http://www8.cao.go.jp/danjyo/index.html>
 内閣府、2001、『男女共同参画基本計画』
 文部省、2000、『学校基本調査報告書』
 横浜市、2001、『横浜市女性教会概要と事業報告』、<http://www.women.city.yokohama.jp>
 UNDP、2001、『人間開発報告書2001』

別 添

ジェンダー・WID用語集

ジェンダー・WID 用語集

2001年9月



国際協力事業団(JICA)
企画・評価部 環境・女性課

目次

1. 概念用語	122
WID(WOMEN IN DEVELOPMENT:開発と女性)とGAD(GENDER AND DEVELOPMENT : ジェンダーと開発)	122
ジェンダー (GENDER : 文化的・社会的性差)	124
ジェンダーに中立的な (GENDER NEUTRAL)	125
ジェンダー・ブラインド (GENDER BLIND)	125
ジェンダー・センシティブ (GENDER SENSITIVE/GENDER RESPONSIVE)	125
ジェンダー・フリー(GENDER FREE)	125
エンパワーメント(EMPOWERMENT=「力をつける」こと)	125
メイン・ストリーミング (MAINSTREAMING : 主流化)	126
フェミニズム (FEMINISM)	126
「婦人」「女性」	127
男性と開発(MEN AND DEVELOPMENT)、男らしさ(MASCULINITY)	127
2. WID / ジェンダー関連の国際動向	127
国際婦人年と国連婦人の十年 (UNITED NATIONS DECADE FOR WOMEN)	127
ナイロビ会議 (第3回世界女性会議)、ナイロビ将来戦略 (THE NAIROBI FORWARD-LOOKING STRATEGIES)	128
国連環境開発会議(THE UNITED NATIONS CONFERENCE OF ENVIRONMENT AND DEVELOPMENT)	128
世界人権会議(THE WORLD CONFERENCE ON HUMAN RIGHTS)	128
国際人口・開発会議 (カイロ会議)	128
世界社会開発サミット(THE WORLD SUMMIT FOR SOCIAL DEVELOPMENT)	129
北京会議 (FOURTH WORLD CONFERENCE ON WOMEN: 第4回世界女性会議)	129
国連特別総会 「女性2000年会議 : 21世紀に向けての男女平等・開発・平和」 (BEIJING+5; THE TWENTY-THIRD SPECIAL SESSION OF THE GENERAL ASSEMBLY ON "WOMEN 2000: GENDER EQUALITY, DEVELOPMENT AND PEACE FOR THE TWENTY-FIRST CENTURY")	129
国連HIV/AIDS特別総会(THE UNITED NATIONS SPECIAL SESSION ON HIV/AIDS)	129
人身売買及び他人の買収からの搾取の禁止に関する条約	130
婦人の参政権に関する条約(THE CONVENTION ON THE POLITICAL RIGHTS OF WOMEN)	130
既婚婦人の国籍に関する条約(THE CONVENTION ON THE NATIONALITY OF MARRIED WOMEN)	130
婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約(THE CONVENTION ON THE CONSENT TO MARRIAGE)	130

女子差別撤廃条約(CONVENTION ON THE ELIMINATION OF ALL FORMS OF DISCRIMINATION AGAINST WOMEN)	130
児童の権利に関する条約	131
「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」(THE DECLARATION ON THE ELIMINATION OF VIOLENCE AGAINST WOMEN)	131
ILO156号条約(家族的責任を有する労働者条約)	131
3. WID/ジェンダー関連プロジェクトに関する用語	132
アクセス(Access)とコントロール(Control)	132
インフォーマル・セクター(INFORMAL SECTOR)	132
ジェンダー開発指標(GENDER-RELATED DEVELOPMENT INDEX; GDI),	
ジェンダーエンパワーメント測定(GENDER EMPOWERMENT MEASURE; GEM)	133
ジェンダー統計	133
ジェンダー・ニーズ(GENDER NEEDS)	133
ジェンダー分析手法	134
社会・ジェンダー分析(SOCIAL/GENDER ANALYSISまたはSOCIO-GENDER ANALYSIS)	
ジェンダー分析(GENDER ANALYSIS)	135
社会的弱者(THE DISADVANTAGED, THE MARGINALIZED, THE VULNERABLEなど)	135
周縁的な(MARGINAL)	135
生産活動/再生産活動/地域の管理に関する活動(PRODUCTIVE ACTIVITIES, REPRODUCTIVE ACTIVITIES & COMMUNITY MANAGEMENT ACTIVITIES)	135
性別役割分業(GENDER DIVISION OF LABOR)	136
性役割(GENDER ROLE)	136
世帯(HOUSEHOLD)	137
世帯主(HEAD OF HOUSEHOLD)	137
ターゲティング(TARGETING)	137
ナショナル・マシーナリー(NATIONAL MACHINERY)	137
日本のWIDイニシアティブ	138
無償労働(UNPAID WORK)	138
WIDフォーカル・ポイント(WID FOCAL POINT)	138
WID案件とWID配慮案件(JICAにおける)	138
4. WID/ジェンダー関連の課題	140
隠れたカリキュラム(HIDDEN CURRICULUM)	140
家庭内暴力(ドメスティック・バイオレンス: DOMESTIC VIOLENCE)	140
ジェンダーとHIV/AIDS	140

ジェンダーフリーの教育	140
女子の教育(GIRL'S EDUCATION)	140
女性性器切除 (FGM : FEMALE GENITAL MUTILATION)	141
セクシュアリティ (SEXUALITY)	141
セクシャル・ライツ	141
女性に対する暴力(VIOLENCE AGAINST WOMEN)	141
ダブルスタンダード	142
土地の権利 (LAND RIGHTS)	142
売買春(PROSTITUTION)	142
貧困の女性化(FEMINIZATION OF POVERTY)	142
ポジティブ・アクション / アファーマティブ・アクション(POSITIVE ACTION / AFFIRMATIVE ACTION、積極的改善措置)	143
メディア・リテラシー(MEDIA LITERACY)	143
リーガル・リテラシー (LEGAL LITERACY、法識字)	143
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (REPRODUCTIVE HEALTH/RIGHTS)	144
5. 参考文献	145

1. 概念用語

WID (Women in Development : 開発と女性) と GAD (Gender and Development : ジェンダーと開発)

WIDとGADの用語は、援助現場では必ずしも厳密に区別されていないことがあるが、WIDの取り組みが進展するに従い、発展してきた概念がGADといえる。単純化して説明すれば以下ようになる。

WIDは、「より効果的な開発援助を実施することを目的として女性が自主的な開発の担い手であることに留意し、開発のすべての段階への女性の積極的な参加の確保に配慮した開発を進める」という考え方を示す。女性は別個の、特別なターゲットグループとしてとらえられている。

これに対し、GADは、持続的で公平な開発を目的として「対象社会における男女の社会的役割や相互関係（ジェンダー）を理解して、社会的に不利益な立場にいる住民男女が社会的発言権を獲得して力をつける（エンパワメント）ことに配慮した開発を進める」という考え方を示す。女性は独立した別個の集団としてとらえられず、男性との関係において相対的にとらえられる。

WIDが女性のみ焦点をあてていたために、結局全体的な問題の解決には至らないという点から、GADの考え方が生まれた。女性と男性との不平等な関係や、女性を不利な立場にしている社会構造そのものを変えていくことを目標にしている。

WIDとGADの違い

項目	WID	GAD
アプローチ	女性を問題としてみなすアプローチ	開発へのアプローチ
フォーカス	女性	男性と女性の関係
問題	開発のプロセスからの女性(生産資源の半分)の排除	公平な開発と参加を阻害する、不平等な力関係(金持ちと貧困層、女性と男性)
目標	より効率的で効果的な開発	女性・男性両者を意志決定権者とした上での、公平で持続的な開発
解決方法	女性を開発プロセスに統合する	不利な立場にある者や女性をエンパワーし、不平等な関係を変革する。
戦略	女性のプロジェクト 女性のコンポーネント* ¹ 包括的プロジェクト* ² 女性の生産性の向上 女性の所得向上 世帯の面倒をみる女性の能力向上	女性と男性の状況を改善するための実際的ニーズの特定と表明 同時に女性の戦略的関心事項の表明 人間中心の開発を通じた、貧困層の戦略的関心事項の表明

出典:世銀「Mainstreaming Gender and Development in the World Bank」1998年P.6より

¹ プロジェクトの中の活動の1つとして取り組む戦略

² WID配慮プロジェクト

この考えに基づけば、WIDで女性が主たる対象であったのに対し、GADでは男女双方が考慮の対象となる。

現在では先進援助国を中心に、WIDからGADへシフトしている。OECD-DACにおいては、WIDに代わり、近年この 이슈をgender equality and women's empowerment (男女平等と女性のエンパワーメント) という呼び方を用いている。

WID / GADのアプローチも時代の変遷に伴い以下のように多様化している。各アプローチの年代は、最も盛んであった時代であるが、それ以降も目的に応じ使われており、また実際のアプローチはこの中の複数のカテゴリーに入ることもある。

WID/GAD政策アプローチ 1970年代～現在

アプローチ	WID
福祉(Welfare)	1950～70年に見られた最も初期のアプローチ。女性をより良い母親として開発に組み込むことが目的。女性は開発の受け身の受益対象者として見られる。再生産活動上の女性の役割を認識し、食料援助、栄養対策、家族計画のトップダウン型供与を通じて、ジェンダーの実際的ニーズ/プライオリティを満たすことを求めるもの。
公正 (Equity)	1975～85年の国連女性の十年の際に用いられた、初期のWIDアプローチ。その目的は、開発において能動的な参加者としての女性の公正を獲得することである。女性が担う三重の役割を認識し、国家の直接的介入による政治的・経済的自律性の付与と、男性との間の不平等の削減を通じて、ジェンダーの戦略的ニーズ/プライオリティを満たすことを求めるもの。女性の従属的な地位に挑戦するアプローチ。
貧困対策 (Antipoverty)	1970年代からの第2期のWIDアプローチ。公正という考えをトーンダウンしている。低所得の女性の生産性を向上させることが目的。女性の貧困は従属の問題ではなく、いわゆる低開発の問題の1つとして見なされる。生産活動上の女性の役割を認識し、特に小規模な所得向上プロジェクトなど、ジェンダーの実際的ニーズ/プライオリティを満たすことを求める。

効率性 (Efficiency)	1980年代の債務危機以降に採られた、第3期のWIDアプローチ。その目的は、しばしば構成アプローチと同様に考えられる女性の参加を伴う経済的貢献を通じて、開発をより効率的・効果的にすることである。女性の三重の役割*と女性の時間の融通性に依存しつつ、ジェンダーの実際的ニーズ/プライオリティを満たすことを求めるもの。
エンパワーメント (Empowerment)	途上国の女性から主張された、最初のポストWIDアプローチ。自立を通じて、女性をエンパワーすることが目的。三重の役割*を認識し、実際的ジェンダーニーズのボトムアップ型実現を通じて、間接的にジェンダーの戦略的ニーズ/プライオリティを満たすことを求めるもの。
平等 (Equality)	第4回世界女性会議(1995年於北京)から生まれた、最も最近のGADアプローチで、政府や援助機関から広く採用された。人権としての平等概念を導入し、パワーシェアリングと男女間のより公正なパートナーシップこそが、持続的で人間中心の開発のための、政治的、社会的、経済的な前提条件であることを強調している。

出典:世銀「Mainstreaming Gender and Development in the World Bank」1998年P.7より

*p.11参照

ジェンダー (gender : 文化的・社会的性差)

男性と女性の違いは、体の造りなどによる「生物学的な性差 (セックス : sex)」と、女らしさあるいは男らしさといった言葉に代表されるような特定の社会で共有されている価値観や個々人の価値観などによって形作られる「文化的・社会的な性差 (ジェンダー : gender)」がある。

生物学的な性差は、基本的には変更不可能だが、男女の役割やその相互関係を示す社会的な性差は、人々の考え方や価値観によって規定されているために、時代や地域により異なり、また変化する。

身近な例をとれば、「保育は女性の仕事」あるいは「保育の仕事は男性に向かない」という考えが日本社会では一般的であったが、現在では保父の数も増加しており、この考えも変わりつつある。ジェンダー視点のある開発援助とは、対象社会の男女の状況やニーズの差異に着目し、それに対応した (ジェンダー・センシティブ) きめ細かい支援を行うこと、そしてさらに「既存のジェンダー」の枠にとらわれず、各人の持てる能力の開発や男女の平等な関係の発展をめざす支援を行うことを意味する (参照p.3 GAD)。

ジェンダーに中立的な (gender neutral)

特定の活動が男性、女性のどちらか一方にのみ有利な影響を及ぼすことなく公平な時、これをジェンダーに中立的であるという。しかし、意識しない限り、ジェンダーに中立な活動はほとんどありえない。いかなる人間の活動も特定の社会の中で行われ、そしてその社会に男性と女性がいるかぎり、全ての活動は直接的にせよ間接的にせよ、男女関係に影響を及ぼす。

たとえば、「よりよい種子のまき方」というパンフレットをある地域の中で配布したとしても、男性が読み書きができるのに対し、女性を読み書きできないとしたら、男性にはパンフレットの知識は理解できるが、女性には理解できず、男性にしか利益をもたらすことができない。このため、このパンフレットの配布は「ジェンダーに中立的」なのではなく、むしろ次項の「ジェンダー・ブラインド」になる。

ジェンダー・ブラインド (gender blind)

ジェンダー視点が入っていない状態。つまり男女の役割やニーズの差異が無視されている活動は「ジェンダー・ブラインド」という。ジェンダーを意識しないことは、すなわちジェンダーに中立的なのではなく、ジェンダーに無知（男女による差異に気付かない）あるいは無視につながるという「ジェンダーブラインド」になることが多い。

ジェンダー・センシティブ (gender sensitive/gender responsive)

プロジェクトが対象社会の男女の違った役割やニーズを意識し、それに対応した取り組みを行っている場合には「ジェンダーにセンシティブ」と言う。

ジェンダー・フリー (gender free)

固定的に考えられている男性・女性の役割や、男らしさ、女らしさなどにとらわれないこと。たとえば、男性にも子育ての権利・責任を認めた育児休業法、従来男性向きとされていた科学系の学問・職業においても女性の能力を伸ばすようにすること、など。

エンパワーメント (empowerment=「力をつける」こと)

エンパワーメントとは、個々人が自覚し、自己決定能力、経済的・社会的・法的・政治的な力をつけ（能力を発揮し）ていくことである。そして、そういった個人が連帯することによって、ボトムアップの社会変革を実現し

ていくという意味合いを持つ。

ここでいう「パワー」とは、他を支配するような力のことではなく、自己の持てる力を開花させる力のことである。

「女性のエンパワーメント」というのは、単なる生活改善の技能を身につけるという短期的なニーズの充足だけでなく、女性が問題を自覚し、生活や人生のうえで自己決定権を持つようになること、そして他の女性たちと連帯して、社会的不平等を克服していくこと、という総合的・長期的な取り組みを意味している。

この概念は、第三世界の女性たちの側から提案されたものであるが、1995年の第4回世界女性会議のキーワードとなり、その後各地で盛んに用いられるようになった。

メイン・ストリーミング (mainstreaming : 主流化)

メイン・ストリーミングは、ジェンダーの視点を開発の過程に組み入れることを意味する。具体的には、以下の二つの側面がある。

(1) ジェンダー平等の視点を全ての政策・事業(計画・実施・評価各段階)に組み込んでいくこと。(2) また、全ての開発課題において、男性と女性の両方が意思決定過程に参加できるようにすること。

メイン・ストリーミングは、援助事業そのものだけでなく、途上国、援助機関の場でも行われる。途上国側では、マクロレベルの開発政策の中や実施機関の体制に、また援助機関側では、援助指針や課題、実施手続き上にジェンダー平等の視点が取り込まれ、男女の不平等の解消、女性への裨益や参加を促進できるような体制を整えることがこれにあてはまる。

フェミニズム (feminism)

女性解放思想・運動。男女の間にある不平等や差別を認識し、正そうとする思想・運動((財)横浜市女性協会、1998、p.22)。発端は、ヨーロッパ・アメリカの18世紀後半から今世紀始めにかけて、当時認められていなかった女性参政権の獲得など、制度上のあからさまな女性差別の廃止や男女平等の実現を目的とした運動である。さらに、1960年代以降は、私的領域で、女性に対する抑圧を分析し、制度や意識の変革を志した。

現在では、国を超えた国際的な連帯による社会改革思想・運動となると同

時に、フェミニズムの中でも多様性がみられ、非欧米のフェミニスト（フェミニズムを研究・実践する人）から欧米のフェミニズムに対する批判があがったりしている。

「婦人」「女性」

「婦人」は戦前以来、「職業婦人」「婦人会」など、社会的に女性をさす言葉として、法律用語としても使われてきた。しかし、社会の変化を受けて、1980年代以降女性をさす用語は変わり始めた。現在は（１）「婦人」は成人女性や既婚女性を示し、女性全般をさすには不適切（２）「婦」は女へんに箒（ほうき）と書き、性別役割分業を前提としている（３）「婦人」には歴史的に独特の、堅苦しく古めかしいイメージがあり、現代女性の感覚にあわない、などの理由で、より中立的な「女性」という用語を使うことが定着してきた。（国立婦人教育会館、1997、P.162）

男性と開発(men and development)、男らしさ(masculinity)

多くの場合、男性と比較して女性は資源へのアクセス、意思決定などさまざまな面において不利益を被っていることから、ジェンダーと開発の取り組みとはこのジェンダー格差の是正を目指すものであり、結果として、女性の地位向上、女性の開発への参画に向けられてきた。

一方で、男性の役割はジェンダーと開発に関わる政策・プログラムにおいてほとんど考慮されないか、もしくはジェンダー平等達成の妨げとされてきた。「男らしさ」の規範は文化によって違うが、一般的に権力(power)をもっているとひとくくりにみなされてきた。しかし、すべての男性が権力を持っているわけではないし、貧困、社会・経済の変化の中で、「男らしさ」を維持できないケースも出てきている。今後は、男性の役割についても分析し、積極的にジェンダー平等に向けての取り組みに参画させることが望まれる。

2. WID / ジェンダー関連の国際動向

【国際会議】

国際婦人年と国連婦人の十年（United Nations Decade for Women）

あらゆる分野における女性の参加、男女平等の促進、女性の潜在能力の活用を目指した世界規模の行動を行なうために、国連は1972年の総会において1975年を「国際婦人年」と定めた。1975年には、133ヶ国の政府代表、NGO、国連からの参加を得て、メキシコで国際婦人年会議（第1回世界女性会議）

が開催され、女性の「平等・発展（開発）・平和」のためのメキシコ宣言世界行動計画が採択された。

同年の国連総会では、1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」と定め、国際婦人年の目標達成のために努力することを提唱した。この期間に各国が行動計画を策定し、それを実施、評価することを目標としている。1980年には中間年会議（第2回世界女性会議）がデンマークのコペンハーゲンで開催された。

ナイロビ会議（第3回世界女性会議） ナイロビ将来戦略（The Nairobi Forward-Looking Strategies）

国連婦人の10年の最終年にあたる1985年にケニアのナイロビで「国連婦人の10年の成果とレビューと評価のための世界会議」が開催され、157ヶ国が参加した。この会議で採択された長期的活動ガイドラインがナイロビ将来戦略である。このガイドラインは、国連婦人の10年間の活動に対する評価に基づいて作成され、今後各国が取り組むべきことを示している。

国連環境開発会議(the United Nations Conference of Environment and Development)

1992年6月、リオ・デ・ジャネイロで開催され、「リオ宣言」と「アジェンダ21」が採択された。リオ宣言の中で、女性は環境マネジメント・開発において不可欠な役割を果たしており、したがって、女性の参画なくして持続的発展はないとされた。

世界人権会議(The World Conference on Human Rights)

1993年6月、ウィーンにおいて開催され、「ウィーン宣言」と「行動計画」が採択された。その中で女性・少女の権利は不可譲、不可欠で不可分の普遍的人権であることが確認され、またあらゆる形態の女性に対する暴力の撤廃の必要性を宣言した。

国際人口・開発会議（カイロ会議）

1994年9月にカイロで開かれた国際人口開発会議は、持続可能な開発を進めるための人口政策がテーマとなった。とくに、女性の地位の向上と人口抑制とのかわりがクローズアップされ、女性の意志によらない避妊方法、不妊手術、人工妊娠中絶などが問題になった。そして人口問題を単に統計的な数字のみではかるのではなく、環境問題、貧困問題、都市の人口集中問題、

そしてリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点からとらえることの重要性が議論された。(岩男ほか編、1997、p.188)

世界社会開発サミット(The World Summit for Social Development)

1995年3月コペンハーゲンにて開催され、人間を開発の中心と据えんとする新たな合意がなされ、貧困根絶、完全雇用、社会統合の促進を公約した。女性については、女性のエンパワーメントが開発の主要目的であり、対等なパートナーとして開発に参画することを促進すべきとしている。

北京会議 (Fourth World Conference on Women: 第4回世界女性会議)

1995年に中国の北京で開催されたこの会議では、ナイロビ将来戦略の評価と見直しを行い、21世紀に向けての指針となる行動綱領 (Platform for Action) を採択した。その中では、12の重大問題領域として、貧困、教育、健康、暴力、紛争下の女性、経済、権力・政策決定における分担の不平等、女性の地位向上のための機構、人権、メディア、環境、少女に対する人権侵害などが検討され、キーワードは「女性のエンパワーメント」であった。とりわけ「女性に対する暴力」は過去3回の女性会議にはなかったもので、北京会議で大きく取り上げられた問題である。

国連特別総会 「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」 (Beijing+5; The Twenty-third Special Session of the General Assembly on "Women 2000: Gender Equality, Development and Peace for the Twenty-first Century")

2000年6月5日から10日まで、ニューヨーク国連本部にて行われた。1995年の北京宣言および行動綱領で掲げられた12の重要課題の実施状況の検討・評価ならびにそれらの完全実施に向けた今後の戦略について協議した。「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」"Further Actions and Initiatives to Implement the Beijing Platform for Action"を採択。

国連HIV/AIDS特別総会(the United Nations Special Session on HIV/AIDS)

2001年6月25日から27日まで、ニューヨーク国連本部にて開催され、"The Declaration of Commitment on HIV/AIDS "Global Crisis "Global Action"が採択された。HIV/AIDSの蔓延は深刻な状況にあり、各国・各機関早急に協力して取り組むべきことが確認された。女性・女子の人権の尊重とエンパワーメントの重要性も盛り込まれている。

【国際条約・宣言】

人身売買及び他人の買収からの搾取の禁止に関する条約

1950年に国連総会で採択され、日本は1958年に批准・発効した。売春を目的とする人身売買、そして他人の売春からの搾取は、本人の同意があったとしても、人としての尊厳・価値に反するとし、処罰を持って対処すべきとする。

婦人の参政権に関する条約(The Convention on the Political Rights of Women)

1953年国連総会で採択、日本は、1955年に批准・発効した。女性も男性と同じ条件で投票し、立候補し、公職に就くことができるとする条約。

既婚婦人の国籍に関する条約(The Convention on the Nationality of Married Women)

1958年発効、日本は未批准。外国人との結婚や離婚、夫の国籍変更で生じる、女性の国籍に関する問題を解決する条約。

婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約(The Convention on the Consent to Marriage)

1964年発効、日本は未批准。結婚は当事者双方の自由で完全な同意により成立するという、世界人権宣言の規定を確認して協定する条約。

女子差別撤廃条約(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women)

1979年、「国連婦人の十年」を背景に国連総会で採択された、「女性の憲法」ともいわれる条約。日本では1985年に批准した。同条約は「女性に対する差別は、権利の平等の原則および人間の尊厳の尊重の原則に反するものである」とし、男女平等への障害となっている性別役割分業をなくすため、社会慣習や意識を変革することを呼びかけている。

締結国に条約の履行を確保するため、女子差別撤廃委員会(CEDAW)によるモニター制度を置いている。締結国は批准後1年以内に第一次レポートを、その後は少なくとも4年ごとに、国連事務総長に政府レポートを提出する。また、CEDAWは締結国へ一般的勧告を出す権限を持つ。

児童の権利に関する条約

1989年国連総会で採択され、日本は1994年に批准・発効した。児童を保護・援助の客体としてだけでなく、権利の主体として広く児童の権利を規定。また、発達のために子供によい環境と生活水準を用意すべき親や国家の責任についても規定している。本条約は、出生またはいかなる地位に関わらず児童への差別を禁止しているが、女兒は大人になるまで差別されているとし、1995年の北京行動綱領12重要領域のひとつに挙げられている。

「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」(The Declaration on the Elimination of Violence against Women)

1993年12月、ウィーン宣言と行動計画をうけて国連総会で採択された。女性に対する暴力を、肉体的、精神的、性的または心理的損害または苦痛を生じさせる性に基づくあらゆる暴力行為と定義した。法的拘束力はないものの、女性に対する暴力の撤廃は国家の義務であるとする国際的合意を明確にした。(UN Action for Women)

ILO156号条約(家族的責任を有する労働者条約)

ILO(国際労働機関)156号条約は、家族的責任を有する男女の労働者が家族的責任のために機会と待遇の平等を損なうことがないように、国が措置を講ずべきことを定めたもの(1981年採択)で、日本も1995年にようやく批准した。

収入のための生産労働の時間と、家事・育児などの無償の再生産労働の時間を加えた総労働時間を見ると、日本の男性の総労働時間は他の先進工業国とは大きくは違わないが、日本の女性のそれは非常に長い。総理府の1994年の統計によると、日本の男性の家事時間は週あたり4時間に過ぎず、これは他の国々の男性に比して極端に短い。1992年の育児休業法、1995年の介護休業制度の整備に加えて、全体的な労働時間の短縮が求められている。(岩男ほか編、1997年、p.127、および(財)横浜市女性協会、pp.138-139.)

3. WID / ジェンダー関連プロジェクトに関する用語

アクセス(access)とコントロール(control)

アクセスとは土地、労働、資金といった経済活動を行う上での資源やサービスなどを使用できること、あるいは使用する権利を有することを意味する。これに対してコントロールは資源やサービスなどの管理について決定したり、所有したりする権利を意味する。

例えば、伝統的に女性が土地の耕作権を持つのに所有権を持たない場合は、「女性は土地に対してアクセスがあるがコントロールがない」という。また、教育の機会がある場合は「教育へのアクセスがある」などの使い方をする。

ジェンダー分析の中で男女別のアクセスとコントロールを分析し、対象社会の住民男女の状況を把握するのに用いる。

インフォーマル・セクター(informal sector)

多くの国の経済において、インフォーマル・セクターは重要な役割をしていることが明らかになっているが、その定義は曖昧であり、かつほとんどの国の統計調査において考慮されていない。

ILOの決議が勧告したのは、インフォーマル・セクターの概念と計測は非農業でかつ市場向け活動に限定されるべきというものだった。このセクターにおける生産単位は、低レベルの組織で、生産単位の要素としての資本と労働の区分がほとんどないか、皆無であり、小規模で運営されている。また、世帯企業が特徴であり、その所有者は必要な資金を自分のリスクで調達しなければならない。さらに、生産のための支出と世帯のための支出とは区別できないことが多い(国際連合、2000)。

女性は一般的に賃金雇用へのアクセスが男性よりも限られていることから、インフォーマル・セクターに雇用されるケースが多い。しかし、そこでの労働は、安全性が低く、賃金も最低賃金以下に抑えられていることが多い。(スウェーデン統計局)

ジェンダー開発指標(Gender-related Development Index; GDI), ジェンダーエンパワーメント測定(Gender Empowerment Measure; GEM)

国連開発計画が開発した指標。人間開発指標(HDI)にジェンダーの視点を盛り込んだもの。1995年のジェンダーと人間開発を特集した『人間開発報告書』で発表された。GDIはHDIにジェンダー間での達成度の不平等を加味した。(横浜市女性協会1997) GEMは市場経済と政治の領域に女性がどれほど参画できているかを測るもの。(大沢2000:298)

ジェンダー統計

ジェンダーを基本資格として、さまざまな場面での男女間の格差や差別、不平等の状況を具体的に数量として把握するための統計、及び統計理論。(横浜市女性協会1997) 北京行動綱領は、女性の地位向上のための制度整備のひとつに、立案及び評価のための男女別データ及び情報を作成・普及することを挙げている。(P.206-209) スウェーデン統計局は、データを男女別に作成するだけでなく、「データの収集と提示において使われる概念と方法が社会のジェンダー問題を適切に反映し、かつジェンダーに基づく偏りをもたらすあらゆる要因を考慮している」べきであり、政府統計機構がジェンダー統計生産への責任を持つべきであると述べている。(P.42ページ)

ジェンダー・ニーズ (gender needs)

ジェンダー・ニーズとは、男女の性別によって異なる社会的役割からくるニーズのこと。一般にジェンダー・ニーズを把握する時には、実践的ジェンダー・ニーズ (practical gender needs) と戦略的ジェンダー・ニーズ (strategic gender needs) に分けて把握される。

実践的ジェンダー・ニーズとは、対象社会の男性/女性が自分の役割や責任を遂行するために必要なニーズを示す。例えば、水汲み・調理が女性の役割とされている社会では、水、薪、食糧へのアクセスは女性が自らの役割を果たす上で必要な「実践的ジェンダー・ニーズ」である。

これに対し、戦略的ジェンダー・ニーズとは、不平等な男女の関係性を変えていくためのニーズを示す。すなわち、一方の性が他方に対して従属的な状況にいる場合の平等な権利の確保、たとえば夫の家庭内暴力からの妻の保護、賃金や政治参加での男女平等などが含まれる。社会・ジェンダー分析 (social/gender analysis または socio-gender analysis)、ジェンダー分析 (gender analysis)

対象社会の状況を把握するための、社会構造・文化・男女の社会的状況 (ジェンダー) に関する調査分析。

この分析を通して性別、民族、宗教などによる社会的な役割の差異、開発ニーズの違いや相互関係が把握される。その中で男女の性別に焦点をあてたものがジェンダー分析である。分析結果はプロジェクトの計画立案、実施、モニタリング・評価のために応用される。

対象社会をきめ細かく把握することにより、より住民のニーズに合った効果的な活動手法の考案や、社会的な利害対立の回避、社会的公平性の実現、などの効果が期待できる。(参考：ジェンダーニーズ)

ジェンダー分析手法

開発計画へのジェンダー視点を導入するための実際的なツールとして、さまざまな分析手法が開発されてきた。以下は代表的なものである。

ハーバード分析手法(Harvard Framework)：

1984年にハーバード大学とUSAIDの協力によって開発された。活動プロフィール作成、資源と便益についてのアクセスとコントロールのプロファイル作成、活動とアクセス・コントロールに与える要因の分析、プロジェクト・サイクルへの分析結果適応を行う。

ジェンダー計画手法(The Moser Framework)：

モーザによって開発された手法で、女性の三重の役割(再生産活動、生産活動、コミュニティ活動)、ジェンダー・ニーズを把握し、戦略の策定を行う。

The IDS/Social Relations Framework：

1990年代に、サセックス大学のカビア(N.Kabeer)によって開発された。ジェンダー関係を形成する、国家、市場、コミュニティ、世帯におけるジェンダーの社会関係を分析する。

The Logwe Method/Women's Empowerment Framework：

在ザンビアのコンサルタントLongwe、ウガンダ政府、UNICEFが協力して1990年代初頭開発された。女性のエンパワーメントのためにはどのような介入をすべきかを考える一助となる手法。

SEAGA(Socio-Economic and Gender Analysis)手法：

1993年よりFAOで開発された手法。マクロ(国際、国家レベルの政策など)、マクロとフィールドレベルをつなぐ制度、組織(省庁、民間企業、NGOなど)、フィールドレベル(世帯、コミュニティ)の社会経済パターンを分析する。

社会・ジェンダー分析 (social/gender analysisまたはsocio-gender analysis)、ジェンダー分析 (gender analysis)

対象社会の状況を把握するための、社会構造・文化・男女の社会的状況 (ジェンダー) に関する調査分析。

この分析を通して性別、民族、宗教などによる社会的な役割の差異、開発ニーズの違いや相互関係が把握される。その中で男女の性別に焦点をあてたものがジェンダー分析である。分析結果はプロジェクトの計画立案、実施、モニタリング・評価のために応用される。

対象社会をきめ細かく把握することにより、より住民のニーズに合った効果的な活動手法の考案や、社会的な利害対立の回避、社会的公平性の実現、などの効果が期待できる。(参考：ジェンダーニーズ)

社会的弱者 (the disadvantaged, the marginalized, the vulnerableなど)

社会的弱者とは、一般的に貧困層、移民、難民、少数民族、障害者、女性など、政治、経済、社会、文化面で疎外され不利な立場に立たされている個人、あるいは集団を指す。ジェンダーの視点では、女性を被害者、単なる受益者とみなすよりはむしろ開発へ積極的に参画する行為者(agent)とみなす方向にある。

周縁的な (marginal)

一般的には、ある社会の政治、経済、文化面において多数派を占める集団によって少数派が社会の「周縁 (margin)」に追いやられている状況を示す (貧困層や移民、少数民族や同性愛者など)。性別の面では、男性優位社会において、女性がアクセスやコントロールから疎外されて、社会の周縁に置かれている状態を示す用語として使用される。そのような状態になることを周縁化 (marginalization) という。

生産活動/再生産活動/地域の管理に関する活動 (productive activities, reproductive activities & community management activities)

社会・ジェンダー分析において住民男女の活動状況 (性別役割分担gender division of labor) を把握するときに用いるカテゴリー。

「生産活動」とは、市場価値を伴う活動である。例えば野菜の生産や、機械の製作、商品の販売などである。しかし、同じ野菜の生産にしても、市場で販売し現金収入に換えることもあれば、家族が食べる野菜を栽培し、現金

に換算されないこともある。生産活動を男女別にみれば、一般に女性の活動は家族が食べる野菜を栽培する時のように無収入であることが多い。そのため、統計や資料に記載されることが少なく、分析に際して見落とされる可能性が多い。

「再生産活動」には、子供を生み、育てることといった「次世代を再生」する活動と、洗濯や炊飯といった家族の日々の生活を維持していくための活動があり、市場価値を持たない活動である。これらの活動は時間を費やすにもかかわらず、経済的収入と直接関係しないために見落とされることが多い。ほとんどの社会でこれが主に女性によって担われている。

「地域社会の管理に関する活動」とは、住民が共有している森林、食糧、水の管理、あるいは地域社会そのものの維持運営にかかわる活動である。男性と女性はこれらの諸活動のなかでも異なった活動を分担する傾向が強い。例えば、「日常生活」に強くかかわる森林の管理に関する活動は、女性によって行われることが多い。また、村長としての仕事など「政治的」色彩の濃い活動は男性によって行われることが多い。地域社会の管理を円滑に行うためには、双方の活動がバランスよく行われる必要がある。

男性・女性によって、これら三つの領域の活動へのかかわり方が異なる。地域により多様なパターンがあるが、一般に男性は生産活動・地域活動に主にかかわり再生産活動へのかかわりが薄いのに比べ、女性はその二つに加え再生産活動のほとんどを担う、「三重の負担（役割）」を負っており、また同時に二つの種類の活動を行うことも多い（子供を背負いながらの耕作など）。また、収入に結び付かない活動が多いため、女性の貢献は過小評価されてきた。

性別役割分業 (gender division of labor)

役割、責任、活動についての男女間での分担を指す。この分担は、仕事に対する社会的価値観によって決まるが、時代や価値観の変化によりこの分担は変化していく。

性役割 (gender role)

男性と女性それぞれの性に対して社会が期待する態度（男らしさ、女らしさ）や行動様式の総称。たとえば日本ではしばしば「家事、育児は女性の役割」「外で稼いで一家を支えていくのは男の役割」とされることなどが一例である。

それぞれの性に対して期待される行動様式や態度は時代や社会によって異なったものになりうる。

世帯(household)

一般的に世帯とは「食事やその他の生計に必要なものを共通にまかなっている一人、もしくは複数の人」と定義される。これまでの開発計画では、世帯は、核家族で、家族全員の満足を最大限にすることを旨とする単一の経済単位であるとみなされてきた。しかしこれまでの研究によって、核家族以外の家族形態(大家族制、女性が事実上の世帯主の世帯など)の存在、世帯内の資源配分は経済的効率性というよりはむしろ力関係によって決まることが指摘されている。一般的に、世帯の中での資源の配分は年配者・男性に優位となることが多く、世帯の中での力関係に配慮する必要がある。

世帯主(head of household)

世帯主は、「世帯の経済を支え、世帯の問題について最も大きな権限を持つ人」と定義される。ジェンダー関連では、多くの統計資料において、女性世帯主(female headed household)とは、1)女性が一人で住んでいる、2)世帯内に男性がいないとされている。しかし、出稼ぎに行った男性からの仕送りが途絶えていたり、男性が無収入であって実質的に女性が家計を担っている、事実上女性が世帯主の家庭(de facto female headed household)の存在はほとんど考慮されていない。多くの途上国では、こうした世帯がより貧困に苦しんでいる場合が多い。

ターゲティング(targeting)

メインストリーミング(mainstreaming)と同様、プロジェクトにおいて女性への取り組み方を示す言葉で、女性を特定の対象として取り組むことを意味する。

ナショナル・マシーナリー(national machinery)

女性の地位向上のために総合的な施策を進めるための国内本部機構。

「国連婦人の10年」の成果として策定された行動計画実施のため、女性に関する政策策定、各省庁におけるWIDの促進とその活動の調整、女性関連活動の促進とモニタリングなど、様々な分野で中心的役割を果たすことが期待され、多くの途上国にも女性省などとして設置された。しかし多くの場合、不明確な権限とスタッフや予算不足、国内政治指導者からの支援不足に悩んでおり、一連の世界女性会議で繰り返し強化がうたわれている。

日本の場合、ナショナル・マシーナリーは総理大臣を本部長、官房長官・女性問題担当大臣を副本部長、全閣僚を本部員とする「男女協同参画推進本部」であり、その事務局である「男女共同参画室(総理府)」はナショナル・フォーカル・ポイントである。

日本のWIDイニシアティブ

1995年の北京女性会議において、日本は1)教育、特に基礎教育分野におけるジェンダー格差の解消、2)健康(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)妊産婦死亡率、乳児死亡率の削減を目指す取り組み、3)零細企業振興/小規模融資事業などを通じた経済・社会活動への参加を支援することを表明した。

無償労働(unpaid work)

賃金や報酬が支払われない労働・活動を指し、その多くは女性が担っている。女性が行っている「再生産活動」は市場(賃金)労働のように経済的に評価されず、従って、女性はまるで働いていないかのようにみなされるが、実際には男性よりも長時間働いていることが多い。従来のデータ収集ではほとんど考慮されていない。(大沢2000、横浜市女性協会1997、スウェーデン統計局1998)

WIDフォーカル・ポイント(WID focal point)

WIDフォーカル・ポイントは、内部・外部のWID推進のための機関との接点となり、組織の中で、WIDについて他の職員に情報を提供したり、またWIDに関して他の職員にアドバイスを与える役割を担っている(専任、兼任)職員を示す。国際機関では、在外事務所のWIDフォーカル・ポイントは、途上国政府とのWID進展に関する折衝の前面に立つ。

WID案件とWID配慮案件(JICAにおける)

WID関連のプロジェクトは、取り組みのしかたにより2つに分けられる。WID-Specific(直接の女性支援)ProjectとWID-Integrated(WIDの視点が統合された)Projectである。しかし、各援助機関が各々の政策や組織体制に合った形で分類を実施しており、同じ用語を使っても各援助機関の分類が一致していないことがある。ここでは、JICAにおける分類を紹介する。

WID案件:WID-Specific Project

WID案件は、対象社会の女性の社会・経済状況の改善を目的とし、女性が主な対象者であるプロジェクトを示す。

WID配慮案件:WID-Integrated Project

これに対し、「WID配慮案件」は、以下の3つの要件のいずれかに該当するものを示し、必ずしも女性がプロジェクトの対象者になるとは限らない。

- 1.プロジェクトの計画・実施にあたり女性の参加の可能性がある。
- 2.女性がプロジェクトの意図的な受益対象者(の一部)となる。
- 3.プロジェクトの実施により女性が不利益を被る可能性がある。

これらの基準は地域住民（男女）が、より直接的な対象者であるプロジェクトにおいて、また男女間で役割やニーズが異なる分野において適用されやすい。

（「平成5年11月10日『環境案件』『環境配慮案件』『WID案件』及び『WID配慮案件』の取扱いについて（企画部長名通知）」）

4. WID / ジェンダー関連の課題

隠れたカリキュラム(hidden curriculum)

学校教育において、正規のカリキュラムとは別に生徒が学ぶ、社会に支配的な規範や価値、社会に受容されている行為や制度の総体を指す。教員の無意識の態度や言葉、教科書の内容や記述が暗に性役割を規定することもあるため、ジェンダーの視点から教育制度などの見直しが求められている。(横浜市女性協会)

家庭内暴力(ドメスティック・バイオレンス: domestic violence)

狭義では、婚姻関係の有無を問わず親密な関係にある男性からの女性に対する身体的心理的暴力を指す。(横浜市女性協会1997)従来は、私的領域の問題とされ、司法介入は立ち遅れていたが、最近では実態調査や法制度整備への取り組みが始まっている。

ジェンダーとHIV/AIDS

統計によれば、男性よりも女性の方がHIV/AIDSの犠牲となっており、HIV/AIDSはジェンダー問題でもあるとの認識が高まりつつある。不平等なジェンダー関係がエイズの蔓延をますます深刻なものとしている。社会経済的要因により女性は性教育や避妊具の使用へのアクセスが限られたり、性交渉を強要されたり、強姦などの女性に対する暴力の犠牲になることから女性はHIV/AIDSに対してより危険が大きい。無防備な性交渉によってHIVに感染する危険は、女性において男性よりも2から4倍高い。この理由は、女性はその相手の性分泌物にさらされる表面積は男性よりも大きく、男性精子中のウイルスの濃度は女性の分泌物よりも高い。また、この危険は、生殖器が十分には発達していない若い女性において高い。(国際連合、2000)

ジェンダーフリーの教育

固定的な男らしさや女らしさに基づく伝統的な男女の役割から、自由で男女平等な社会進出の機会や家庭責任の分担を目指す教育のことを指す。(横浜市女性協会)

女子の教育(girl's education)

110万人の子供たちが学校に行っておらず、女子がその6割を占める。慣習や貧困、そして貧弱な教育施設やジェンダー配慮の欠けた教育制度が教育へのアクセスを妨げている。

女性性器切除 (FGM : female genital mutilation)

女性の外性器を切除する、アフリカ・中東・アジアの一部地域、およびそれら地域からの移民により欧米でも行われている習慣。結婚に際しての貞操や純潔の象徴として、また男性への従属のしるしとしての意味が強く、女兒から10代前半の間に行われる。

施術はおもに3種類あり、クリトリスの包皮を除去する、クリトリスと小陰唇を切除する、クリトリスと小陰唇・大陰唇を切除し、尿と経血のための小さな穴だけを作り外陰部の両端を縫合する、というものである。施術は村の産婆などが麻酔や消毒なしに行う。恐怖や激痛から少女が暴れないよう、術中は母親など女性数人が押さえつける。術後の感染症やエイズ感染、出産時の室破裂など、生命にかかわる危険性があるとして、反対運動が広がっている。これを法律で禁止する国もあれば、地域の伝統であるとして擁護する人々もいる。((財)横浜市女性協会、1998、pp.84-85)

セクシュアリティ (sexuality)

セックスが性交そのものや、生物学的な性別を指すのに対し、セクシュアリティは社会的・心理的側面を含めた性にかかわる意識、行動、傾向などを指す。性的な事に関して個人が自由に決定し、責任を負う権利のことは「性的権利 (sexual rights)」といい、妊娠を目的としない性、同性愛の権利などが広く含まれる。((財)横浜市女性財団、1998、pp.36-39.)

セクシャル・ライツ

性に関する権利。性的な事柄に関し、個人が自由に決定し、責任を負うという考え方であり、女性の人権の基本的かつ重要な要素として認識されてきている。「性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ライツ)」のほか、妊娠を目的としない性の権利、同性愛者の権利などを包括しているとされる。第4回世界女性会議で焦点の一つとなったが、イスラム諸国などの宗教上の問題もあり、北京宣言には盛り込まれなかった。(女性学辞書)

女性に対する暴力 (Violence against Women)

ジェンダーに基づく暴力は、階級、文化、民族、国家に係らず、全ての社会で起こっている。女性に対する暴力の撤廃に関する宣言、北京行動綱領は、女性の人権に対する蹂躪であり、女性の社会への参画と人間としての可能性の開花を阻む差別の一種であるとしている。女性に対する暴力には大きく分けて以下のようなものがある。

家庭内での暴力：

殴打、夫婦間の強姦といったドメスティック・バイオレンス、性器切除、持参金に関する暴力など伝統的慣習、女の乳児殺し(infanticide)、胎児の性選別など。

コミュニティにおける暴力：

職場や学校で起きる性的いやがらせ、いわゆるセクシュアルハラスメント、強姦、人身売買、強制売買春など。

国家により許容または行われる暴力：

武力紛争下での女性に対する暴力、難民女性に対する暴力など。(UNIFEM)

ダブルスタンダード

個人がある行動や態度をとる場合、その人の属性(性や人種など)や社会的地位に基づいて、社会が異なる評価を行うことを言う。女性に対しては、男性とは異なる基準が日常的に適用されており、女性にとって不平等な評価がなされたり、女性の行動範囲を狭め自己表現の機会を奪うなどの問題が起きている。性的行為においては、男性に関しては慣用であるが、一方で女性に対しては処女性を求めるなど厳格である傾向がある。これを『性規範のダブルスタンダード』という。(横浜市女性協会)

土地の権利 (land rights)

途上国において、多くの場合女性は農業生産における労働力として多大な貢献をしているにもかかわらず、農地を使用することはできても、慣習や政策によって、所有権が認められていない場合が多く、女性の地位を脅かしている。

売買春(prostitution)

性労働をめぐる倫理・道徳的に問題とする立場や一つの労働として認めるべきなど議論は紛糾している。しかし、子供・少女を対象とした強制売春や性産業への人身売買などは、子供・少女の生命・人権を脅かすものとして大きな問題であり、根絶すべきであるとの合意がある。(横浜市女性協会)

貧困の女性化(feminization of poverty)

貧困層に占める女性比率が年々高まっていること。今日食料・飲料水・住居・保健・教育機会等の必要最低限の生活水準を得られない絶対的貧困にある貧困者10億人のうち、その約7割が女性で占められている。またアジアと

サハラ以南アフリカにおいて、国連の検討した国の半分以上で、女性世帯主世帯のほうが、そうでない世帯よりも貧しい。

特に、1980年代の世界銀行・IMFによる累積債務解決のための構造調整プログラム(SAP=Structural Adjustment Program)によって、公共サービス削減、自給食料生産から輸出用換金作物生産への転換への圧力、などによって、女性に一層のしわ寄せがあった。

ポジティブ・アクション/アファーマティブ・アクション(positive action / affirmative action、積極的改善措置)

過去の社会的構造的な差別によって、現在不利益を被っている集団(女性や少数民族など)に対し、一定の範囲内で特別な機会を提供するなどにより、実質的な機会均等の実現を目的とした暫定的な特別措置((財)横浜市女性協会、1998、p.218)をいう。

たとえば、「各種委員会の40%は女性であるべき」などの「クォータ制(割り当て制)」はこれにあたる。欧米では、雇用・政治の場で、ポジティブ・アクションの施策がとられていることがある。

メディア・リテラシー(media literacy)

メディア内容を読解・活用する能力とメディアを使って表現する能力を指し、メディア教育に関連して用いられる。1995年の行動綱領は「女性とメディア」を取り上げ、現在メディアから送り出される情報はジェンダーの視点に欠けること、今後はそうしたメディアを変えていくことが求められる。(横浜市女性協会)

リーガル・リテラシー(legal literacy、法識字)

「法的識字能力」のことで、自分にどんな権利があり、それを行使するためにどのように手続きすればよいかを理解する能力のこと。非識字の女性にとっては文字の識字率も大事な問題であったが、自分の持つ権利をよく知ることエンパワーメントには大切である。女性や男女平等に関する法律、制度、情報がわかりやすく広報され、人権侵害を防ぐために女性の人権教育を推進すること、などがリーガル・リテラシーを高める。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (reproductive health/rights)

日本語では、「生と生殖に関する健康/権利」という。1994年の国際人口・開発会議において提唱され、今日人権の重要な一部として認識されるに至っている。「すべての男女は肉体的・精神的・社会的に良好な状態で、満足できる性生活を送り、いつ何人産むか、産まないかを定める自由と権利を持つ」というのが、基本的な考え方であり、また生殖期のみならず、その前後を含め生涯をトータルにとらえた概念である。

今まで人口抑制策による上からの避妊強制や、また男性主導の文化のもとでは、とくに女性が性生活や妊娠・出産を主体的に選択する自由はほとんどなかった。しかしそれに対し、女性個人の自己決定権を認め、一生涯を通じて総合的な健康を守ろうという考え方がこのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方のポイントである。

5. 参考文献

The United Nations and the Status of Women:
<http://www.un.org/Conferences/Women/PubInfo/Status/Home.htm>

UNICEF; http://www.unicef.org/pdeduc/education/girlsedu/girls_ed.htm

UNIFEM; <http://www.unifem.undp.org/index.htm>

UN Men's Group for Gender Equality;
http://www.undp.org/gender/programmes/men/men_about.htmlid

OECD-DAC, 1998, Gender Glossary of Terms.

Moser, O. N., Tornqvist, and Btonkhorst, 1998. Mainstreaming gender and Development in the World Bank: Progress and Recommendations. The World Bank.

Womenwatch: <http://www.un.org/womenwatch/>

岩男寿美子ほか編著、1997年、『女性学キーワード』有斐閣選書

大沢真理編、2000年、『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法』、東京、ぎょうせい

国際協力事業団 企画部、1997年、『地域展開型協力案件の計画段階における社会・ジェンダー調査の導入にかかる基礎研究 報告書』

国立婦人教育会館、1997年、『女性学教育 / 学習ハンドブック』 有斐閣

国連エイズ特別総会; <http://www.un.org/ga/aids/coverage/>

国際連合、2000年、世界の女性

スウェーデン統計局：ヘッドマン他著、1998年、『女性と男性の統計論 - 変革の道具としてのジェンダー統計 - 』、千葉、梓出版社

関 哲夫編、2001年、『シリーズ・データでわかる!資料集男女共同参画社会』、京都、ミネルヴァ書房

内閣府男女共同参画局：<http://www8.cao.go.jp/danjyo/index.html>,

西川潤編、1997年、『社会開発；経済成長から人間中心型発展へ』、東京、有斐閣

(財)横浜市女性協会編、1998年 『女性問題キーワード』 ドメス出版